三　当該審査の申立てに係る処分等が事実上の行為以外のものである場合において、当該審査の申立てに理由があるとき　当該審査の申立てに係る処分等の全部又は一部を取り消し、又は変更する裁決

四　当該審査の申立てに係る処分等が検察官のした事実上の行為である場合において、当該審査の申立てに理由があるとき　当該事実上の行為の全部又は一部が違法である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為をした検察官に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃し、又は変更すべき旨を命ずる裁決（当該事実上の行為が検察庁の長のしたものである場合にあっては、当該事実上の行為の全部又は一部が違法である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃し、又は変更する裁決）

2　前項第三号又は第四号に定める裁決においては、検察庁の長は、審査申立人の不利益に当該処分等を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべきことを命じ、若しくはこれを変更することはできない。

（裁決の方式等）

第三十条　前条第一項各号に定める裁決は、書面でしなければならない。

2　検察庁の長は、審査申立人に裁決書の謄本を送達しなければならない。

3　第二十条第三項の規定は、前項の規定による送達について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず」とあるのは「第三十条第二項の規定にかかわらず」と、「第一項の書面」とあり、及び「当該書面」とあるのは「裁決書」と、「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、「前項の規定による」とあるのは「同項の規定による」と読み替えるものとする。

（行政不服審査法の準用）

第三十一条　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十条から第十五条まで、第十八条第三項、第二十一条、第二十二条第一項及び第五項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第二項及び第三項、第三十二条から第三十六条まで、第三十八条第一項から第五項まで、第三十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項並びに第五十三条の規定は、第二十六条の規定による審査の申立てについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十六条第一項の規定によるこの審査の申立てがされた検察庁の長（以下「審査庁」という。）
第十三条第一項及び第二項、第二十八条、第三十条第二項及び第三項、第三十二条から第三十六条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十九条	審理員	審査庁
第十四条	第十九条に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書	審査申立書

第十八条第三項	次条に規定する審査請求書
第二十一条第一項	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）
第二十一条第二項	審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述する
第二十一条第三項	審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した
第二十二条第一項	審査請求書を処分庁又は審査庁
第二十二条第五項	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調
第二十三条（見出しを含む。）	審査請求書
第二十三条	第十九条
第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁
第二十五条第七項	あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出された
第三十条第二項	第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下
第三十条第三項	審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人
第三十八条第一項	参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間
	第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは
	当該書面若しくは当該書類
第五十一条第四項	参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）

審査申立書	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十六条第一項に規定する期間
審査申立書を提出する	
審査申立書	
審査申立書を提出した	
審査申立書を審査庁	
審査申立書	
審査請求書	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十七条
第十九条	
審査庁	あった
以下	参加人
、これを審査申立人に	
参加人は	
第三十二条第一項若しくは第二項又は	
当該書類	参加人